小田原市立病院床頭台等設置運営業務仕様書

本仕様書は、小田原市立病院床頭台等設置運営業務(以下、「本業務」という。)の大要を示したものであるが、本書に記載のない事項であっても、小田原市立病院(以下、「当院」という。)が必要と認めた場合、運営事業者は契約の範囲内で実施するものとする。

1 業務の目的

本業務は、床頭台、テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス及び関連機器(以下、「床頭台等」という。)を設置運営することにより、入院や医療処置時における患者サービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務期間

平成30年7月4日から平成36年3月31日まで

- 3 業務場所及び設置機器等の台数等
 - (1) 所在

小田原市久野46番地 小田原市立病院

(2) 設置機器等及び設置台数

ア 設置機器等

- (ア) 床頭台A (テレビ・冷蔵庫・セーフティボックス・コンセント付)
- (イ) 床頭台B (テレビ・セーフティボックス・コンセント付)
- (ウ) 床頭台C (テレビ・冷蔵庫・セーフティボックス・コンセント・DVD等メ ディアプレーヤー付)
- (エ) カードタイマー
- (オ) カード販売機
- (カ) カード精算機
- (キ) 院内案内システム
- イ 設置台数 別表「小田原市立病院床頭台等設置運営業務に係る設置機器等一覧」の とおり

4 運営経費等

- (1) 本業務に係る運営経費は、運営事業者が機器利用者から徴収する利用料収入(受益者 負担)により賄うものとし、当院は負担しない。
- (2) NHK受信料は、運営事業者の負担とする。
- (3) 電気使用量については、運営事業者の負担とし、金額については、各機種1台の消費電力×使用時間(使用時間の算出方法は別途協議)×前年度電気料平均単価により算出した金額を、当院の請求に基づき運営事業者が当院に年1回支払うこととする。

5 利用者への配慮

前項第1号に規定する利用料金の徴収方法は、原則として次のとおりとする。

テレビ、冷蔵庫、コンセント、DVD等メディアプレーヤーの利用料金は、プリペイドカードによる支払い方式とし、プリペイドカードは、共通して使用できるカードとする。ただし、4階西病棟(小児病棟・31台設置)についてのみ、他の病棟と比較し徴収料金を低く設定すること。また、特別室については、カードタイマーの取り付けはせず、料金は徴収しないものとする。(特別室 全13床)

※現在、一般病棟は1,000円 970度、4階西病棟は1,000円 1,500度。

6 運営にあたっての条件

設置期間の満了等による機器及び設備等の撤去にかかる費用は、運営事業者負担とする。 この場合、カード精算機の撤去時期については協議の上決定する。

7 付帯工事

床頭台の設置運営に際し、必要な付帯工事に係る費用は運営事業者負担とする。なお、床頭台新規設置箇所(病棟2階救急センター 4台)については、アンテナ等配線工事を10箇所実施し、その費用についても運営事業者負担とする。

8 秘密の保持等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号) 及び小田原市個人情報保護条例(平成16年条例第25号)を遵守すること。
- (2) 運営事業者は職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。本業務期間終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- (3) 運営事業者は本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者(以下、「派遣労働者等」という。) に行わせる場合は、派遣労働者等に本業務に係る一切の義務を遵守させなければならない。
- (4) 運営事業者は当院に対して、派遣労働者等を含む労働者のすべての行為及び結果について責任を負うものとする。
- (5) 本業務の履行に係るデータを当院が指示する目的以外に使用し、第3者に提供してはならない。また、当院の承認を得ずして、用紙、電子記録媒体に複写し、または複製してはならない。

9 損害賠償

運営事業者は本業務の履行を原因として、病院利用者及び施設に損害を与えた場合は、 運営事業者の責任において、賠償の責を負うものとする。この場合において、運営事業者は 誠意をもって対応すること。

10 その他

本仕様書及び募集要項に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ

解決するものとする。